

## ■令和５年度第８回（第３３３回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和６年３月１９日（火） 午後２時１５分～午後３時０５分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長  
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、環境局長、総合政策監

【議 題】 一般廃棄物処理の直接搬入制度の見直しについて

### < 提案説明 >

一般廃棄物処理の直接搬入制度の見直しについて、環境局より次のような説明があった。

- ・ 本件は、「ごみ直接搬入制度の見直し」について、ご審議いただくものである。
- ・ 経緯について、国は、概ね５年ごとに見直しを行うこととしている循環型社会形成推進基本計画を現在見直しており、見直しの方向性としては、これまでの天然資源からの大量生産・大量消費・大量廃棄といった直線的な経済、リニアエコノミーの流れから、動静脈産業の有機的な連携を加速させることで、天然資源の新たな投入を抑えつつ、資源を回していく循環経済、サーキュラーエコノミーへと移行する計画を策定している。
- ・ また、本市は脱炭素先行地域に選定され、カーボンニュートラルの実現のためにも、本市の一般廃棄物の処理もこれまでのように焼却に頼るのではなく、可能な限り資源としてライフサイクルの中で循環させていくことが必要であると考えている。
- ・ 本市では、めぐるまち“さいたま”の創造の実現を基本目標に、昨年３月に第４次さいたま市一般廃棄物処理基本計画を改定し、当審議案件は、新規施策のうちの１つ、「ごみ処理手数料の適正化」として位置づけられている。
- ・ 令和５年度は、事業系一般廃棄物の手数料について条例改正を行い、令和６年度から施行する。
- ・ 続いて、令和６年度は、手数料の改定を含む市民のごみ直接搬入制度について見直しを行うもの。
- ・ 本市の現状と課題について、本市の家庭ごみの出し方は、「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」において、市民の皆様は、分別して所定の場所、すなわち、収集所に出していただくことを原則としている。
- ・ 市環境センターに持ち込みが可能なごみは、粗大ごみや引越しなどの際に臨時に出る廃棄物を想定している。
- ・ また、環境センターに直接持ち込みする場合の手数料は、100kg 未満無料、100kg を超えた場合は、最初の 10kg から 10kg につき 20 円を徴収している。
- ・ この直接持ち込みの制度、手数料額は、旧浦和市と旧大宮市の制度を合わせたものと

なっており、合併以来見直しは行われていない。

- ・ 次に他政令市等との比較について。環境センターに搬入されたごみの処理については、家庭系も事業系も同じ処理をするため処理経費に差がないことから、処理手数料も同額としている自治体が多い状況である。
- ・ また、環境センターは本来ごみ収集所からごみを収集した許可車両がごみを搬入する場所であることから、川崎市や東京 23 区清掃一部事務組合のように、市民が直接環境センターにごみを持ち込むことを不可としている自治体もある。
- ・ 人口密度の高い政令指定都市において、家庭系と事業系の処理手数料に大きな差を付け、家庭ごみを経費に見合わない安価で処理をしているのは本市のみである。
- ・ 近隣自治体の家庭系ごみ直接搬入の手数料について、そもそも本市のように家庭系の可燃ごみ・不燃ごみの持ち込み制度がない自治体も多く、春日部、越ヶ谷、草加は粗大ごみのみ持ち込みだけ可能、戸田、蕨は市民の直接持ち込みを禁止している。
- ・ 持ち込み制度の傾向としては、都心に近い東側もしくは南側の都市部は家庭系の直接持ち込みに厳しく、反対に郊外である西・北は比較的持ち込みやすい状況である。
- ・ 川口市は、令和 4 年度まで、100kg 未満無料、100kg を超えた場合は、超えた分について 10kg につき 30 円を徴収していたが、令和 5 年度から 10kg 当たり 100 円に改定している。
- ・ 本市は、合併以来、右肩上がりで人口が増加しているが、市民の皆様の 3 R 意識の向上からごみの総排出量は減少傾向にある一方、資源化量、資源化率は低下傾向にある。
- ・ これについて、ごみの減量は進んでいるものの、分別排出の割合が減少し、もえるごみとして排出される割合が増えているものと分析している。
- ・ 分別が不要で大量排出が非常に安価にできる家庭ごみの直接搬入制度があることも、資源化が向上しない一因であると考えている。
- ・ 課題解決の方向性として、現在の安価で大量廃棄し焼却できる本市の一般廃棄物処理の手数料制度を改正することが必要であるため、「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例を改正し、直接搬入制度及びごみ処理手数料の見直しを実施する。ただし、市民への影響を考慮し段階的に改正する。」ことを提案する。
- ・ これまで、家庭から臨時に排出され直接環境センターに持ち込まれるごみの処理手数料額と、事業者から排出される一般廃棄物のごみの処理手数料額には価格差があったが、ごみを処理するための経費は家庭系も事業系も同額であるため、家庭からの排出であっても臨時的に大量に処理をする場合は、処理経費に見合う 10 kg につき 240 円に段階的に統一していく。
- ・ なお、夜勤等で収集日や収集時間の 8 : 30 までに収集所にごみを出すことができない方への配慮として、家庭から排出した場合にのみ 10 kg 以下無料とする。
- ・ 手数料額の設定根拠について説明する。一般廃棄物会計基準に基づき算出した、収集運搬コストを除いた家庭系ごみは事業系ごみと同じ工程で処理するため、処理原価は 10kg につき 200 円から 300 円で推移している。
- ・ 本市の料金が安価であるため、他市からのごみ流入防止の観点から、近隣自治体と均衡を図る必要がある。
- ・ また、家庭系ごみ処理手数料が事業系ごみ処理手数料と比較して非常に安価である制

度に起因した事業系の不適正排出を防ぐため、処理原価は同じであることから事業系ごみ処理手数料と同額にする必要がある。

- ・そこで、令和6年4月から新たな料金となる事業系一般廃棄物処理手数料と段階的に統一を図り、令和9年度には10kgあたり240円とするもの。
- ・ただし、直接持ち込み制度については、市民サービス維持の観点や周辺自治体の実施状況等を踏まえ維持するものとし、持ち込み不可とはしないこととする。
- ・制度改正による効果について、今年度、先行して同様に制度を見直した自治体では、4月から1月までの期間で家庭系ごみの直接持ち込み量が55.1%減少している。
- ・本市でも類似の改正となることから、当該事例を用いて想定すると、本市は令和4年度と比べ持ち込みごみ量が約5千トン削減されるものと推計され、本市のごみの総排出量の約1.3%減少となる。
- ・制度の見直しにより、ごみの減量のほかに期待される効果として、100kg未満無料で大量のごみを処分することができなくなることから、決められた曜日に適正にごみを分別して収集所に出すことにつながり、焼却ごみの減量や資源化率の向上が期待できる。
- ・また、家庭系直接持ち込み制度を悪用した事業者による産業廃棄物の不適正排出や市外からのごみの不正搬入をしようとする事案を未然に防ぐことができると考えている。
- ・当該制度改正により、本市のもえるごみが5千トン削減されることが見込まれ、ごみ処理工程から発生するCO<sub>2</sub>約3千8百トンの削減が期待できる。
- ・この改正による焼却量減量によって、本市の廃棄物処理で発生するCO<sub>2</sub>の約2.1%を削減できると試算される。
- ・次に、財政効果について、削減される直接搬入ごみ量から算出したごみ処理経費の削減効果は、約1.17億円、また、直接搬入ごみに対して徴収する手数料は約0.4億円の増収と算定されることから、併せて、令和4年度比で約1.6億円の財政効果を見込んでいる。
- ・市民周知方法及び手段については、市民皆様への十分な周知と理解をいただくことが重要であると考えており、令和6年度はごみ分別アプリでのお知らせのほか、各区自治会連合会でのご説明や庁内で連携してチラシを配付するなど、あらゆる方法で周知を図ってまいりたいと考えている。
- ・今後のスケジュールについて、令和6年の6月議会に本件の条例改正案を提出する。成立後から周知を徹底し、令和7年1月からは10kgあたり100円、令和8年1月から同180円、令和9年1月から同240円としてまいりたい。

## ＜ 意 見 等 ＞

- ・市民生活への影響を考えれば、引き上げを段階的にすることが重要である。
  - ・個人のごみ直接搬入については現状どのような状況か。
- 夜勤等で決められた時間や場所に出せない方が一定数存在することは事実。その場合でも10kgまで無料であれば通常は収まる。今まで旧市の制度をそのまま続けてきたが、定期的に多くのごみを持ち込む方がいることも事実。その方たちが事業系か否か

を判別することは非常に難しい。そのような観点からも事業系と料金を統一することが望ましい。

- ・持込ごみの件数、重量ベースの割合は。

→家庭ごみの直接持ち込みは、年間約 18 万件、重量約 9600 トンであり、重量ベースで家庭ごみ総排出量の約 3%にあたる。

- ・今後は、持ち込んだ市民の身分証明と併せて持込回数をチェックしたり、持込の際の業者登録の有無のチェックなど、手続き的なところを含めて実施していく必要があるのではないか。

→持込の際の身分確認方法については、先進市の事例を研究していく。ごみは収集所に出していただくのが通常の姿。環境センターは工場という位置付けなので、一般の方が持込で場内に入場されることによって、ピットへの転落など事故のリスクもある。そういった事態を抑制しながら脱炭素に向けてごみの分別、意識醸成に向けて取り組んでいく。

## < 結 果 >

一般廃棄物処理の直接搬入制度の見直しについて、原案のとおり了承とする。

## < 会 議 資 料 >

一般廃棄物処理の直接搬入制度の見直しについて